

設楽町高齢者まちづくり会議委員 募集要項

1. 目的

計画期間を令和9年度から令和11年度とする次期「設楽町高齢者福祉計画」の策定にあたり、「高齢者まちづくり会議」の委員を募集することで多重な視点を計画に反映します。

2. 職務の概要

- (1) 委員として委嘱を受けた後、高齢者まちづくり会議にご出席の上、計画案を審議していただきます。
- (2) 会議は令和8年度内で最大3回の開催予定です。

3. 任期

令和8年11月25日から令和9年3月31日まで

4. 応募条件

次に掲げる要件をすべて満たす方とします。

- (1) 設楽町内に在住の方
- (2) 設楽町内の介護予防団体に所属し、積極的に活動している方
- (3) 高齢者福祉に関する事業や取り組みについて、包括支援の観点から意見を述べていただける方

5. 募集人数

2名

6. 応募の方法

応募用紙に必要事項を記入の上、下記へ提出してください。なお、応募用紙は町民課に設置する他、町ホームページからダウンロードできます。また、所属する介護予防団体の代表者を通じて応募用紙を提出いただいても構いません。

7. 審査及び選考

提出された応募用紙を基に設楽町町民課で選考し、結果は本人宛に通知します。

8. 応募期間

令和8年11月13日（金）まで

9. 応募に際しての留意事項

- (1) 会議1回の出席毎に規定の報償ならびに交通費（費用弁償）をお支払いします。
- (2) 提出書類に虚偽の記載が認められた場合は、委員委嘱後であっても委嘱を取消すことがあります。
- (3) 提出期限までに提出先へ書類が到着しなかった場合は無効とします。
- (4) 受理後の書類の訂正、修正、再提出等は、原則として認めません。
- (5) 受理した書類は返却しませんので、ご了承ください。

- (6) 委員は町行政に対する特別な地位が与えられるものではなく、その地位を政治、営利又は宗教上の目的に利用してはなりません。また、会議において知り得た情報を他人に漏らしてはなりません。

10. 応募書類の提出先・問合せ先

設楽町町民課

〒441-2301 設楽町田口字辻前 14 番地

電 話 0536 (62) 0519

メール chomin@town.shitara.lg.jp